

証券コード 584A
(発送日) 2026年9月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年9月7日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目12番32号
L i N K X 株 式 会 社
代表取締役社長 CEO オサムニア・モハメッド

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の「令和8年熊本地震」並びに「令和8年8月千葉豪雨」により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.linkx.dev>

(上記当社ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「LiNKX」又は「コード」に「584A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月28日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午前10時30分（受付開始 午前10時）

2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル37階「アークヒルズクラブ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第6期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 資本金の額の減少の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

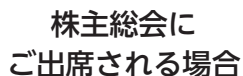
① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

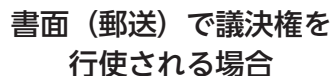


株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



日 時

2026年9月29日（火曜日）  
午前10時30分（受付開始:午前10時）



行使期限

2026年9月28日（月曜日）  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合      ≫   **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合   ≫   **「否」** の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# 事業報告

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

日本経済において労働人口減少問題が深刻化する中、当社は高度生産性社会の実現に向けて、金融領域をはじめとした重要な社会インフラであるミッション・クリティカル・システムのモダン化を支援しております。

今般、国内景気は、雇用・所得環境の改善とともに、緩やかな回復が見られます。一方で、海外景気は、中東情勢の影響に加え、米国の通商政策動向等によって未だ不透明な状況が続いております。しかしながら、金融領域におけるDXのニーズは衰えることなく、当社が注力するシステムのモダン化ニーズもより一層高まっていると認識しております。

このような事業環境のもと、当事業年度において、継続的な事業成長を実現するため、勘定系システムをはじめとした金融領域におけるシステムのモダナイゼーション案件の拡大に注力してまいりました。また、中長期的な収益基盤の安定化を図るため、AI技術等を活用した自社ソリューションの提供や開発支援したシステムの保守・運用等によるストック型収入の拡大にも取り組んでまいりました。加えて、クラウドネイティブの高い技術力とAI技術を高度なレベルで実践可能なハイエンド・エンジニアの積極採用を推進してまいりました。

これらの取組みの結果、当事業年度の売上高は1,909,991千円（前事業年度比39.0%増）、営業利益は456,547千円（同35.7%増）、経常利益は440,051千円（同30.8%増）、当期純利益は297,492千円（同30.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資については、エンジニアの増員等を目的とした設備投資を実施しております。設備投資等の総額は7,639千円であり、その内容はPC及びPC周辺設備の購入7,639千円であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社は以下のとおり公募増資を行い、137,437千円の資金調達を行いました。

| 区分   | 発行株式数    | 1株当たり<br>発行価額 | 調達金額      | 払込期日       |
|------|----------|---------------|-----------|------------|
| 公募増資 | 189,100株 | 726.80円       | 137,437千円 | 2026年6月22日 |

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分               | 第 3 期<br>(2023年6月期) | 第 4 期<br>(2024年6月期) | 第 5 期<br>(2025年6月期) | 第 6 期<br>(当事業年度)<br>(2026年6月期) |
|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)        | 672,391             | 827,152             | 1,373,673           | 1,909,991                      |
| 当 期 純 利 益 (千円)    | 76,656              | 87,280              | 227,612             | 297,492                        |
| 1 株当たり当期純利益 (円・銭) | 12.02               | 13.75               | 35.16               | 45.05                          |
| 総 資 産 (千円)        | 1,028,989           | 1,004,812           | 1,529,832           | 2,095,177                      |
| 純 資 産 (千円)        | 958,864             | 884,932             | 1,292,750           | 1,729,793                      |

- (注) 1. 金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純利益については、銭未満四捨五入により表示しております。
2. 当社は、2026年3月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 優秀なエンジニアの採用と定着・育成

当社は、エンジニアリング・カンパニーとして、金融領域を主としたミッション・クリティカルな社会インフラに関わるシステム開発の支援を行っており、これらのプロジェクトを実行する優秀なエンジニアの獲得が重要であると認識しております。特に、銀行向けの勘定系システムやAPIゲートウェイシステムの開発をはじめとした金融領域では、プロジェクトの遂行において高度な技術力が要求されています。そのため、最新のソフトウェア開発手法と革新的なモダンテクノロジーを活用して、グローバルスタンダードのアーキテクチャとベストプラクティスに基づき、最先端のエンジニアリング技術を統合可能な優秀なエンジニアを確保することが、結果として当社の成長に寄与すると考えております。当社では、通年での中途採用を実施しており、引き続き、採用プロセスの改善を継続しながら、優秀なエンジニアの獲得に努めてまいります。

また、「エンジニアリング・ファースト」の理念のもとで、エンジニアが安心して働きやすい環境・待遇の整備に注力し、高いモチベーションを維持したまま業務を遂行できるように努めております。当社では、エンジニア主体の組織・評価制度等の設計やテレワーク制度の導入等、会社としてエンジニアがパフォーマンスを発揮するための組織運営を行ってまいります。

##### ② 収益基盤の拡大

当社は、金融領域におけるシステム開発支援を主軸に事業を展開しております。ミッション・クリティカル・システムのモダナイゼーションには多くのエンジニアリソースを必要とすることから、現在、当社では勘定系システム開発支援のプロジェクトを集中的に支援しております。そのため、特定の顧客における依存度が高く、2026年6月期における販売先上位3社による売上高の構成比が76.2%を占めております。今後、当社顧客を取り巻く事業環境の変化等により、業界又は主要顧客の方針等が変更になった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社では、主要な顧客への売上高の依存を低下させるため、新規顧客の開拓及び新規受注プロジェクトの案件拡大に取り組んでおります。

##### ③ 収益基盤の安定化

昨今の顧客の経営環境は、システムの老朽化やDXの推進等によって、これらの課題を解決するための最先端の技術を活用したシステム開発支援に対する需要が高まっております。一方で、既存のシステム開発支援ビジネスは、顧客の経営環境等によってプロジェクトへの投資が大きく変更される可能性があり、一過性の需要に留まるリスクがあります。そのため、当社では、中長期的なプロジェクトとなることが見込めるミッション・クリティカル・システムの開発支援を優

先的に受注することに加えて、開発を支援したシステムの保守・運用や新たなテクノロジーを活用したリカーリングビジネスの開発等を進めております。これらの中長期での収益が見込める案件を獲得することによって、当社収益基盤の安定化に取り組んでおります。

#### ④ 高度なAIの活用等によるエンジニアリング力の向上

当社は、今後の事業拡大に向けて、技術的な競争力を確保するため、エンジニアリング力の向上に取り組んでおります。昨今のAI技術の進歩を踏まえ、AIの活用を高度なレベルで行うことでエンジニアの生産性を向上することが他社との競争優位を確立するうえで重要であると認識しております。そのため、システム開発案件におけるAI駆動開発の推進や、AI活用に向けた社内ガイドライン等の整備を行っております。また、生産性の向上に加えて、金融領域のシステム開発に対応可能なセキュリティレベルの向上及びエンジニアリング・保守・運用等のオペレーションの最適化にも取り組んでおります。

#### ⑤ 内部管理体制の更なる強化

当社は、事業の継続的な成長にあたって、顧客やパートナー企業等、外部のステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考えております。当社では、事業基盤の拡大のみならず、株式上場にあたり内部管理体制の構築も積極的に推進してまいりました。また、今後の更なる事業拡大を見据え、管理部門の人員増加をはじめとした継続的な内部管理体制の強化、内部統制やコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

### (5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社は、システムモダナイゼーション事業の単一セグメントです。システムモダナイゼーション事業における当社の重点領域は、創業当初から長く事業展開を進めてきた金融領域のシステム開発支援です。その中でも、金融機関におけるAPIゲートウェイシステム開発、データ基盤システム開発、勘定系システム開発に注力しております。

**(6) 主要な営業所及び工場**（2026年6月30日現在）

|             |   |        |
|-------------|---|--------|
| 本           | 社 | 東京都港区  |
| 金沢サテライトオフィス |   | 石川県金沢市 |

**(7) 使用人の状況**（2026年6月30日現在）

| 使用人数     | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|------------|-------|--------|
| 122名（0名） | 35名増（増減なし） | 34.5歳 | 1.8年   |

（注）使用人数は就業人数であり、臨時雇用者は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況**（2026年6月30日現在）

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社株式は2026年6月23日に東京証券取引所グロース市場へ上場いたしました。

2. 株式の状況（2026年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,393,200株
- (2) 発行済株式の総数 6,797,400株
- (3) 株主数 5,106名
- (4) 大株主

| 株主名                                              | 持株数         | 持株比率   |
|--------------------------------------------------|-------------|--------|
| 小西 祐一                                            | 4,027,600 株 | 59.25% |
| 小西 享                                             | 443,600     | 6.52   |
| オサムニア・モハメッド                                      | 279,300     | 4.10   |
| QR2号ファンド投資事業有限責任組合                               | 275,000     | 4.04   |
| ベイレリャン・アンソニー                                     | 79,800      | 1.17   |
| キンドリルジャパン株式会社                                    | 60,000      | 0.88   |
| 株式会社福岡銀行                                         | 54,300      | 0.79   |
| INTERACTIVE BROKERS LLC                          | 24,100      | 0.35   |
| 松井証券株式会社                                         | 23,000      | 0.33   |
| ABN AMRO Clearing Bank N.V.,<br>Singapore Branch | 19,600      | 0.28   |

(注) 当社取締役小西 祐一は、野村證券株式会社との株式貸借契約書に基づき220,100株を貸し出しており、当該貸株を含めた持株数は4,247,700株となっております。なお、当該貸株は2026年7月23日に全て返還を受けております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                             |                     | 第 4 回 新 株 予 約 権                             |
|---------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                   |                     | 2023年12月4日                                  |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                     | 680個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数          |                     | 普通株式 68,000株<br>(新株予約権 1 個につき 100株)         |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                     | 741,200円<br>(新株予約権 1 個当たり 1,090円)           |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 65,000円<br>(1 株当たり 650円)       |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                     | 2023年12月9日から<br>2033年12月8日まで                |
| 行 使 の 条 件                                   |                     | (注)                                         |
| 役 員 の 保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 680個<br>目的となる株式数 68,000株<br>保有者数 1名 |

(注) 1. 以下の①から③のいずれかの条件を満たすこと。

- ①普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
  - ②筆頭株主がその保有する普通株式の全部又は一部を第三者に対して売却すること。（上場されることに伴い売却されることを除く。）
  - ③合併その他の組織再編により筆頭株主がその保有する普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受けること。
- ただし、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までに次のいずれかの事由が生じた場合は、残存する全ての新株予約権の行使をすることができない。
- a. 650円を下回る価格を対価とする普通株式の発行が行われたとき。（払込金額が、会社法第199条第3項、同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに株主割当の場合を除く。）
  - b. 650円を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき。（行使価額が、当該新株予約権の発行時における普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）
  - c. 本新株予約権の目的である普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場さ

れていない場合であって、650円を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。（当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

- d. 本新株予約権の目的である普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合であって、上場日以降、当該金融商品取引所における普通株式の普通取引の終値が650円を下回る価格となったとき。
- 2. 新株予約権の交付を受けた者が、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であること。（任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合を除く。）
  - 3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - 5. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |           | 第 6 回 新 株 予 約 権                                   |
|------------------------|-----------|---------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |           | 2026年4月23日                                        |
| 新 株 予 約 権 の 数          |           | 2,030個                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |           | 普通株式 203,000株<br>(新株予約権 1 個につき 100株)              |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |           | 新株予約権 1 個当たり 79,000円<br>(1 株当たり 790円)             |
| 権 利 行 使 期 間            |           | 2028年4月24日から<br>2036年4月23日まで                      |
| 行 使 の 条 件              |           | (注)                                               |
| 使用人等への交付状況             | 当 社 使 用 人 | 新株予約権の数 2,030個<br>目的となる株式数 203,000株<br>交付対象者数 28名 |

(注) 1. 以下の①から③のいずれかの条件を満たすこと。

- ①普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
  - ②筆頭株主がその保有する普通株式の全部又は一部を第三者に対して売却すること。（上場されることに伴い売却されることを除く。）
  - ③合併その他の組織再編により筆頭株主がその保有する普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受けること。
2. 新株予約権の交付を受けた者が、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であること。（任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合を除く。）
  3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  5. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

| 地位及び担当     | 氏名          | 重要な兼職の状況                                                                                               |
|------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長CEO | オサムニア・モハメッド | －                                                                                                      |
| 代表取締役会長    | 小西 享        | －                                                                                                      |
| 取締役        | 小西 祐一       | －                                                                                                      |
| 取締役        | 中尾 隆一郎      | 株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役<br>株式会社LIFULL 社外取締役<br>株式会社CaSy 取締役監査等委員<br>METATEAM株式会社 社外取締役<br>株式会社カチタス 社外取締役 |
| 取締役        | 柏木 彩        | 株式会社クラダシ 社外取締役<br>株式会社ソノリタ Head of PR                                                                  |
| 常勤監査役      | 石上 裕史       | 株式会社AIR-U 社外監査役                                                                                        |
| 監査役        | 前田 晴美       | 株式会社Laboro.AI 常勤監査役                                                                                    |
| 監査役        | 村岡 竜介       | 村岡竜介税理士事務所 所長<br>株式会社ヴィレッジ・ヒルズ 取締役<br>鯨バス株式会社 社外監査役<br>株式会社AQUA 社外監査役<br>Idein株式会社 社外監査役               |

- (注) 1. 取締役中尾隆一郎氏及び柏木彩氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役石上裕史氏、監査役前田晴美氏及び村岡竜介氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役中尾隆一郎氏、柏木彩氏、常勤監査役石上裕史氏、監査役前田晴美氏及び村岡竜介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役石上裕史氏は、長年にわたり金融機関及び事業会社において経理・財務部門の責任者等を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役村岡竜介氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2026年2月25日開催の臨時株主総会において、オサムニア・モハメッド氏、小西享氏、小西祐一氏、中尾隆一郎氏及び柏木彩氏が取締役に、石上裕史氏、前田晴美氏及び村岡竜介氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である中尾隆一郎氏及び柏木彩氏、並びに社外監査役である石上裕史氏、前田晴美氏、及び村岡竜介氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額当社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、及び従業員（管理職）であります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、社外取締役及び社外監査役の助言を踏まえ、事業規模や業績及び各役員の役割を考慮した透明性の高い役員報酬テーブルを策定しております。役員報酬は、持続的成長及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、各役員の職務遂行と責任に見合った公正な処遇とすることを基本方針としております。

取締役の報酬については、株主総会で決定された報酬総額を限度として、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、役員報酬テーブルに基づき、代表取締役社長にて、個別の支給額を決定しております。なお、取締役の報酬は、固定報酬としての金銭による基本報酬により構成し、業績連動報酬は採用しておりません。

監査役の報酬については、株主総会で決定された報酬総額を限度として、監査役の協議により個別の支給額を決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年8月28日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2025年9月26日開催の第5回定時株主総会において年額13,200千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |         |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|----------------------|----------------------|---------|--------|----------------|
|                  |                      | 基本報酬                 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 52,703千円<br>(6,800)  | 52,703千円<br>(6,800)  | —       | —      | 5名<br>(2)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,733千円<br>(12,733) | 12,733千円<br>(12,733) | —       | —      | 3<br>(3)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 65,436千円<br>(19,533) | 65,436千円<br>(19,533) | —       | —      | 8<br>(5)       |

(注) 取締役会は、代表取締役社長オサムニア・モハメッド氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。代表取締役社長に決定を委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、当社の役員報酬テーブルに従って策定した各取締役の基本報酬案を、事前に社外取締役及び社外監査役がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

|                 | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                               |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 中 尾 隆 一 郎 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。<br>経営全般に関しての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般、事業成長、テクノロジー及び組織に関する発言を適宜行っております。                                                                                    |
| 社外取締役 柏 木 彩     | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。<br>金融及び広報に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般、広報、及びリスク管理に関する発言を適宜行っております。                                                                                        |
| 社外監査役 石 上 裕 史   | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。<br>金融機関及び事業会社における経理・財務業務の豊富な経験と幅広い見識に基づき、常勤監査役として、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制全般及び内部監査等に関する発言を適宜行っております。 |
| 社外監査役 前 田 晴 美   | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。<br>事業会社における監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の内部統制全般及びリスク・コンプライアンス管理等に関する発言を適宜行っております。                                                                |
| 社外監査役 村 岡 竜 介   | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。<br>税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の税務・会計及びリスク・コンプライアンス管理等に関する発言を適宜行っております。                                                                         |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 ESネクスト有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|               |          |
|---------------|----------|
| 監査証明業務に基づく報酬  | 20,000千円 |
| 非監査証明業務に基づく報酬 | 2,000千円  |
| 合計            | 22,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

また、適正な監査の継続に支障をきたす事由が会計監査人に生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定します。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるESネクスト有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。現時点においては事業拡大のための成長投資及び、財務体質の強化を図り、収益基盤の構築や収益力強化を当面の優先事項とし、企業価値を最大化することが株主に対する最大の利益還元につながると認識しております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後も内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金につきましては、収益力強化のための成長投資、優秀な人材の確保・育成をはじめとした収益基盤の整備、財務体質の強化等に活用する方針であります。

将来的には、内部留保と企業を取り巻く事業環境のバランスを勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産           | 1,993,127 | 流 動 負 債         | 365,383   |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,755,597 | 買 掛 金           | 9,396     |
| 売 掛 金             | 217,371   | 未 払 金           | 68,727    |
| 前 払 費 用           | 16,045    | 未 払 費 用         | 35,514    |
| そ の 他             | 4,114     | 未 払 法 人 税 等     | 119,077   |
| 固 定 資 産           | 102,049   | 預 り 金           | 11,604    |
| 有 形 固 定 資 産       | 11,070    | 前 受 収 益         | 59,871    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 25,559    | そ の 他           | 61,192    |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △14,488   | 負 債 合 計         | 365,383   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 90,978    | (純 資 産 の 部)     |           |
| 投 資 有 価 証 券       | 2         | 株 主 資 本         | 1,727,014 |
| 関 係 会 社 株 式       | 33        | 資 本 金           | 285,275   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 27,272    | 資 本 剰 余 金       | 752,697   |
| 差 入 保 証 金         | 63,670    | 資 本 準 備 金       | 185,275   |
| 資 産 合 計           | 2,095,177 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 567,421   |
|                   |           | 利 益 剰 余 金       | 689,042   |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 689,042   |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 689,042   |
|                   |           | 新 株 予 約 権       | 2,779     |
|                   |           | 純 資 産 合 計       | 1,729,793 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,095,177 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年7月 1 日から)  
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,909,991 |
| 売上原価         | 955,846   |
| 売上総利益        | 954,145   |
| 販売費及び一般管理費   | 497,597   |
| 営業利益         | 456,547   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 756       |
| 営業外費用        |           |
| 上場関連費用       | 11,454    |
| 株式交付費        | 5,466     |
| その他          | 330       |
| 経常利益         | 440,051   |
| 特別利益         |           |
| 新株予約権戻入益     | 3,932     |
| 税引前当期純利益     | 443,984   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 165,735   |
| 法人税等調整額      | △19,243   |
| 当期純利益        | 297,492   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から)  
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |             |              |             |            | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|--------------|-------------|------------|--------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金    |             | 株主資本<br>合計 |        |           |
|                         |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |        |           |
|                         |         |           |              |             | 繰越<br>利益剰余金  |             |            |        |           |
| 当 期 首 残 高               | 213,483 | 113,483   | 567,421      | 680,904     | 391,549      | 391,549     | 1,285,937  | 6,813  | 1,292,750 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |             |              |             |            |        |           |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |             | 297,492      | 297,492     | 297,492    |        | 297,492   |
| 新 株 の 発 行               | 68,718  | 68,718    |              | 68,718      |              |             | 137,437    |        | 137,437   |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 3,073   | 3,073     |              | 3,073       |              |             | 6,146      |        | 6,146     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |              |             |              |             |            | △4,034 | △4,034    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 71,792  | 71,792    | －            | 71,792      | 297,492      | 297,492     | 441,077    | △4,034 | 437,042   |
| 当 期 末 残 高               | 285,275 | 185,275   | 567,421      | 752,697     | 689,042      | 689,042     | 1,727,014  | 2,779  | 1,729,793 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

LiNKX株式会社  
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人  
東京都千代田区

|                    |       |     |     |
|--------------------|-------|-----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 根 岸 | 大 樹 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 青 木 | 淳   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、LiNKX株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月27日

LiNKX株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 石上 裕史 ㊞

監査役（社外監査役） 前田 晴美 ㊞

（戸籍名 渡邊 晴美）

監査役（社外監査役） 村岡 竜介 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなり、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながることから、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）を開催することができるよう、現行定款第13条に第2項を追加するものであります。

なお、当該定款変更の効力発生に関しては、本株主総会での決議に加え、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けることを条件とします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                          | 変 更 案                                                                               |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 株主総会<br><br>(招集)<br>第13条 省略<br><br><br>(新 設) | 第3章 株主総会<br><br>(招集)<br>第13条 現行どおり<br><br><u>② 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |

## 第2号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであるため、株主の皆さまが所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではありません。

### 1. 減少する資本金の額

資本金の額365,666,205円（注）のうち、355,666,205円を減少し、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替える。

### 2. 資本金の額の減少の効力発生日

2026年10月31日（予定）

（注）2026年7月31日時点の資本金の額

以 上

東京都港区赤坂一丁目12番32号  
 アーク森ビル37階 アークヒルズクラブ  
 電話 03-5562-4110 (直通)

